

脱原発 声高らかに

「仮処分 宝物のような決定」



「原子炉を運転してはならない」。福井地裁は14日の仮処分決定で、福井県高浜町の関西電力高浜原発3、4号機の再稼働禁止を命じた。原発の運転を即時に差し止める初の司法判断に、申し立てが認められた住民らは喜びにわいた。▼1面参照

申立人・弁護士ら喜び

仮処分決定が申立人側に伝えられた直後、申立人代表で福井県敦賀市議の今大地晴美さん(64)らが、福井地裁の入り口から笑顔で駆け下りてきた。

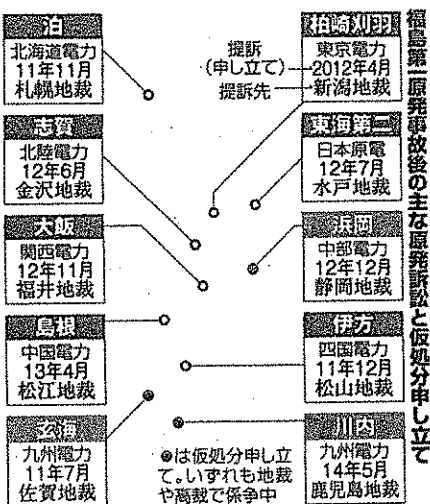
「司法はやっぱり生きていた!!」。勢いよく幕を掲げると、関西や九州などから駆けつけた約1500人の支援者から「おめでとう」「よく頑張った」と歓声と拍手がわいた。弁護団共同代表の河合弘之弁護士は、「最高の内容」と声をあげた。

申立人らは近くの会場で記者会見に臨み、「最大の特徴は(福島の原発の事故後に原子力規制委員会がつくった)新規制基準の不備を厳しくつき、無効性を明らかに宣言したこと」とする声明文を読み上げた。河合弁護士は「基準を作り直す

高浜原発3、4号機の再稼働を差し止める仮処分が14日午後2時16分、福井市の福井地裁、第16号裁判室で審理中、判決が下された。判決文は、福井地裁の審理官が、中国語や英語などに翻訳し

「喜んでくれていると思う」。申立人副代表を務める大阪府高槻市の水戸麗世子さん(79)は、記者会見で夫の遺影を掲げ、声を震わせた。芝浦工業大教授だった夫の麗さんは「脱原発」の草分けとして知られ、各地の訴訟で「原発事故は広い範囲に被害を与える」と証言してきた。

水戸さんは福井地裁が昨年5月に関西電力大飯原発3、4号機(福井県おおい町)の運転差し止めを命じた裁判の原告でもある。樋口英明裁判長が判決で「原発の危険性の本質、その被害の大きさは福島の原発事故で十分に明らかになった。危険性の判断を避けることは裁判所の責務の放棄だ」と述べたことに胸を打たれ、



てネットが発信した。しかし、関西判決を不服としてすぐに控訴。再稼働に向けて手続きを進める姿勢が許せず、今回の仮処分の申立人になった。「科学者は100%安全だと保証できないものは動かしてはならない」。元京都大助手で物理学者でもある水戸さんは力を込める。

弁護団の中には表情を引き締める人もいた。福井地裁前で喜ぶ支援者らの輪にいた地元の高原一浩弁護士(39)は「戦いはこれから」と話した。2011年3月の東京電力福島第一原発事故から8カ月後、「脱原発」を掲げるグループに、福井県内の原発を止める訴訟を起すよう呼びかけた。全国で原発を再稼働しないよう求める訴訟が相次いで起こされる中、「立地県の福井が声を上げなくてはならない」と思ったからだ。京都大理学部を卒業後、福祉施設で働いたが、環境に関する法律に興味を持つ

4/15 朝日